

## ●『ネットとうほく消費者被害事例ラボ』（消ラボ）第4回・第5回が開催されました

第4回消ラボ（2015年12月10日（木））では、「NHKの受信契約に関する諸問題」というテーマのもと、山形大学の小笠原奈菜先生からNHKの受信契約に付随する様々な法的問題について解説がありました。

NHKが契約業務を民間に委託している場合（とりわけ、NHKと法人が委託契約を行い、当該法人が勧誘を行う『法人契約』の場合）には、契約に関する指導が行き届かない可能性があること、また、NHKが契約義務を強制する「受信機」を販売する業者等から、受信料が生じる旨の説明が十分なされていない等、NHK自身の振る舞いのみならず、その委託業者等の関係団体や周辺分野にわたって、多くの消費者問題がある等の指摘がなされました。また、高橋大輔弁護士から、ネットとうほくで扱った申し入れ事例の紹介及び「契約の自由」という視点からのコメントがありました。

以上の解説後、会場からは、契約前の受信料はどのような法的根拠に基づいて請求されるのか、という質問や、実際に受信料の未払いをどのようにすれば良いかという相談を受けたことがあるという報告、NHK契約が果たして「契約の自由」を修正すべき契約類型なのか、という疑問が呈されるなど、活発な意見交換がなされました。



報告者  
小笠原奈菜氏



第4回消費者被害事例ラボ

第5回消ラボ（2016年2月18日（木））では、今後改正が見込まれる消費者契約法の改正について取り上げました。現在、消費者契約法専門調査会から、改正の議論に関する報告書、中間とりまとめ等が公表されています。これらの資料をもとに、東北学院大学の羽田さゆり先生から解説いただきました。

「重要事項」の定義について、新たに列挙事由が加わること等、速やかに法改正を行うべき内容を含む論点について、具体例を踏まえながらお話しいただきました。これらの報告書の意見を踏まえた改正案が今国会に提出される予定となっているそうです。

一方、引き続き改正が検討されるべき事項についても指摘がありました。例えば、上記の「重要事項」に関して、もっと広く解釈できる文言にすることや、他の列挙事由も加えるべきである、との意見等があったそうです。

また、男澤拓弁護士から、「平均的損害」に関する改正の議論状況の解説がありました。特に、現在消費者側で平均的損害を立証しなければならないところ、当該立証する責任が転換されることが消費者側にとっては有利であるが、事業者側に情報を求めることが他の法律との整合性が取れるのか等、難しい問題が横たわっているとのことでした。

解説後、取消権を行使した場合の効果について、特に「現存利益」をどのように解釈したらよいか、について参加者間で議論がなされました。第5回の消ラボを通して、報告書内で取り上げられている各事項につき、ネットとうほくにおいても引き続き問題意識を持たねばならない論点のはっきりしたように思います。



報告者  
羽田さゆり氏



報告者  
男澤拓氏

## ●2016年度も『ネットとうほく消費者被害事例ラボ』（消ラボ）を開催します

今年度、大変好評を頂いた消ラボですが、来年度も消ラボを開催することとなりました。下記のとおりの日程と講師になる予定ですので、皆様、是非ご参加ください。

	開催月日	報告者（予定）	テーマ
第1回	5月12日（木）	山崎暁彦（福島大学）	「震災関連の借り上げ住宅からの退去トラブルについて」
第2回	7月14日（木）	小笠原奈菜（山形大学）	「FX等のネットを通じた金融取引（システム障害に関する免責条項など）（仮）」
第3回	9月8日（木）	丸山愛博（青森中央学院大学）	「未定」
第4回	11月10日（木）	窪幸治（岩手県立大学）	「未定」
第5回	1月12日（木）	中里真（福島大学）	「未定」
第6回	3月9日（木）	羽田さゆり（東北学院大学）	「未定」

## ●平成 27 年度地方消費者グループフォーラム（東北ブロック）に参加しました

2015 年 12 月 10 日（木）に秋田市で開催された、地方消費者グループフォーラム（東北ブロック）に、ネットとうほくから、榎引進一理事、小野寺友宏理事、高橋玲子理事の 3 名が参加いたしました。このフォーラムは、東北 6 県の消費者協会や生活協同組合などをつくる「地方消費者グループフォーラム」実行委員会と消費者庁が、2010 年から毎年東北各県持ち回りで開催しているものです。



第 3 分科会の様子

フォーラムには、東北各地の消費者協会や自治体関係者ら約 180 名が参加し、午前の部では、板東久美子消費者庁長官からの報告（消費者を取りまく社会情勢について）や島田広弁護士（福井県弁護士会）による基調講演（みんなでつくり動かす消費者市民社会）が行われました。

午後の部では 4 つの分科会が開催されましたが、そのうちの第 3 分科会「私たちの味方 適格消費者団体を東北に」は、榎引理事が司会進行、小野寺理事が助言者として分科会を運営し、適格消費者団体の制度の説明、ネットとうほくの活動紹介などをして、参加者と質問・意見を交換しました。

東北各地の参加者からは、ネットとうほくの情報の受付の仕組みや活動の内容、適格消費者団体になったらどのような役割が期待されるかなどについて、活発な発言をいただきました。

## ●岩手県立大学総合政策学部へ講師を派遣しました

2016 年 1 月 21 日（木）、岩手県立大学 総合政策学部の法学実習講師として、ネットとうほくから弁護士と消費生活相談員を派遣しました。依頼があった「消費者契約法」について、法成立までの歴史と各条文を詳しく解説。適用事例の紹介に続き、消費生活相談現場での消費者法の活用について、事例を交え講義を行いました。また、適格消費者団体の役割にも触れ、ネットとうほくの申入れ活動と、東北初の適格消費者団体設立を目指していることを伝えました。

講演後受講者から「消費者契約法の理解が深まった」「契約を交わす重さを感じた」「被害に遭わないよう今後に生かしたい」などの感想が寄せられました。また、受講後、当法人の HP を開き申入れ事項を確認したとの記載もあり、ネットとうほくに関心を持ってくれたことを嬉しく思いました。今後も各大学や地域へ講師派遣を行い、適格消費団体の理解を更に広めていかなければと感じました。

## ●平成 27 年度宮城県消費生活展に参加しました

2016 年 1 月 26 日（火）～29 日（金）東北電力グリーンプラザ・アクアホールにおいて宮城県・宮城県金融広報委員会主催の「平成 27 年度宮城県消費生活展」が開催されました。消費生活展ではパネル展示の他、5 回の消費生活講座、クイズラリー、DVD の上映、出張消費生活相談などが行われ、ネットとうほくもパネル展示で参加しました。多くの来場者にネットとうほくを知っていただくよい機会となりました。



ネットとうほく  
パネル



宮城県消費生活展 入口

## ●平成 27 年度宮城県消費者行政推進会議に出席しました

2016 年 2 月 3 日（水）自治会館において「平成 27 年度宮城県消費者行政推進会議」が開催され、ネットとうほくからは吉岡和弘理事長と小野寺友宏事務局長が出席しました。

この推進会議は、消費者・生活者が主役となり、安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、行政機関と関係団体とが相互に連携・協力し、宮城県全体として消費者行政の強化・充実を図ることを目的に開催されており、2014 年度よりネットとうほくも構成団体として参加しています。

2015 年度は、「地域見守りネットワーク構築に向けた支援・取組について」の基調報告が行われ、「特殊詐欺被害の未然防止に向けた取組」や「宮城県高齢者・障害者権利擁護連携協議会の取組」などを議題に宮城県内の自治体の消費者行政担当、県警、仙台弁護士会、宮城県司法書士会、ネットとうほくからの出席者が話し合いました。今後も引き続き、構成団体の一員として参加、活動していきます。